

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

可児市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(i) 改正趣旨及び概要

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

【市民税(定額減税)】

- ① 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から1万円に控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した額を控除する個人市民税の特別税額控除について、規定する。

関係条項/付則第7条の5～付則第7条の8

- ② 特別税額控除の対象となる「所得割の額」に係る読み替えを規定する。

関係条項/付則第8条、付則第18条～第20条、付則第22条、付則第23条、付則第24条～第24条の3

【固定資産税(わがまち特例)】

- ① 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の7分の6とする。

関係条項/新付則第10条の2第7項

- ② 特例措置の廃止に伴い、特定事業所内保育施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の3分の1とする規定を削る。

関係条項/旧付則第10条の2第14項

- ③ 都市再生特別措置法の規定による滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の2分の1とする。

関係条項/新付則第10条の2第16項

【固定資産税(家屋に係る減額措置)】

- ① 新築住宅等に対する固定資産税の減額措置について、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅は、減額の適用がある旨の申告書の提出がない場合でも、申告書の提出期間内に管理者等から必要書類の提出があり、当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額を適用できる旨を規定する。

関係条項/新付則第10条の3第3項

【固定資産税(土地に係る特例)】

- ① 据置年度に地価が下落し、前年度の価格をそのまま用いることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合に、土地の価格を下落修正できる特例を令和7年度及び令和8年度においても継続する。

関係条項/付則第11条の2

- ② 令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に対して課する固定資産税の上昇幅を一定に抑える特例について、適用期間を3年間延長する。

関係条項/付則第12条、付則第13条

【特別土地保有税】

① 固定資産税の負担調整措置の継続に伴い、宅地等に係る特別土地保有税の課税の特例について、その適用期間を3年間延長する。

関係条項／付則第16条

(2) 改正内容

【付則第7条の5～付則第7条の8】個人の市民税の特別税額控除について規定する。

【付則第8条、付則第18条～第20条、付則第22条、付則第23条、付則第24条～第24条の3】特別税額控除の対象となる「所得割の額」に係る読み替えを規定する。

【新付則第10条の2第7項】特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を規定する。

【新付則第10条の2第8項～第13項、付則第10条の2第15項】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【旧付則第10条の2第14項】特例措置の廃止に伴い、特定事業所内保育施設の課税標準の特例に係る規定を削る。

【新付則第10条の2第16項】滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を規定する。

【新付則第10条の3第3項】認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額について、手続きの特例を規定する。

【新付則第10条の3第9項～第14項】地方税法施行規則の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【付則第11条の2】土地の価格を下落修正できる特例を令和7年度及び令和8年度においても継続する。

【付則第12条、付則第13条】土地に対して課する固定資産税の特例の適用期間を3年間延長する。

【付則第16条】宅地等に係る特別土地保有税の課税の特例の適用期間を3年間延長する。

(3) 施行日／令和6年4月1日

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

租税特別措置法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第2条第1項】地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設又は増設した場合に、当該設備等に対して課する固定資産税を減額する不均一課税制度について、適用期限を2年延長する。

(3) 施行日／令和6年4月1日

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【旧付則第1条の2】特例措置の廃止に伴い、特定事業所内保育施設に対して課する都市計画税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の3分の1とする規定を削る。

【新付則第1条の3】都市再生特別措置法の規定による滞在快適性等向上施設等に対して課する都市計画税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の2分の1とする。

【付則第2条～付則第7条】令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に対して課する都市計画税の上昇幅を一定に抑える特例について、適用期間を3年間延長する。

【付則第9条】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

(3) 施行日／令和6年4月1日

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法施行令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第3項、第23条第1項】後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円（現行22万円）に引き上げる。

【第23条第1項第2号、第3号】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあっては29万5千円（現行29万円）に、2割軽減の対象となる世帯にあっては54万5千円（現行53万5千円）に引き上げる。

(3) 施行日／令和6年4月1日

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第2条】個人情報、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を追加する。

【第4条】情報連携できる事務を定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削られ、その内容は主務省令で定めるとされたため、引用条項等を改める。

(3) 施行日／令和6年5月27日

議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第20条の5】公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金控除の対象とする。

【第35条、第49条、第109条の3】職権による減免を可能とするよう規定を追加する。

【第41条の2】私立学校法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【付則第4条の3】公益法人等に係る市民税の課税の特例に関し、課税標準の計算に係る規定を削除する。

(3) 施行日／公布の日

第41条の2の改正規定は、令和7年4月1日

第20条の5第1項の改正規定及び付則第4条の3を削る改正規定並びに附則第2条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

議案第47号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第29条、第31条、第44条、第47条】満3歳児の保育を行う保育士及び保育従事者の

配置基準を20対1から15対1に、満4歳以上児の保育を行う保育士及び保育従事者の配置基準を30対1から25対1に改める。

【附則第2項】保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の配置基準によることを認める経過措置を規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第48号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、空家等に対する措置等を強化するよう規定が改められたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【全体】条例において使用する用語の意義を法において使用する用語の例によることとするため、「空き家等」を「空家等」に改める。

【第2条、旧第6条～第11条、第13条～第15条、第18条】空家等対策の推進に関する特別措置法で規定された定義及び措置と重複する規定等を削る。

【第3条、第4条】市及び空家等の所有者等の責務に係る規定について、空家等対策の推進に関する特別措置法の例によるように改める。

【第5条】適切な管理がされていない状態の空家等がある場合に市民等が空家等の情報を提供できる旨の規定について、情報提供を努力義務とする規定に改める。

【新第6条】緊急安全措置について、措置を講ずるための要件及び費用徴収に係る規定を改める。

【新第7条、新第8条】空家等対策協議会及び空家等審議会の名称等を改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第49号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

都市計画法に基づき可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画を決定したことに伴い、建築基準法の規定による地区整備計画が定められた区域内の建築物の用途制限について規定するため、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条】条例を適用する区域に、可児御嵩インターチェンジ工業団地地区整備計画区域を追加する。

【別表第1】可児御嵩インターチェンジ工業団地地区整備計画区域の建築物の用途制限について規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第50号 請負契約の変更について

令和5年9月7日議決による可児市運動公園グラウンド造成工事の請負契約（令和5年議案第75号）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

（変更前）205,062,000円→（変更後）232,392,600円

議案第51号 財産の取得について

移動式排水ポンプを取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（方 法） 指名競争入札

（取得価格） 44,990,000円

（相手方） 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

議案第52号 財産の取得について

消防ポンプ自動車を取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（方 法） 指名競争入札

（取得価格） 24,530,000円

（相手方） 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

議案第53号 財産の処分について

工場用地として、可児御嵩インターチェンジ工業団地の土地を譲渡するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（所在地等） 可児市あけち3番 16,676.52㎡

（相手方） 可児市姫ヶ丘二丁目14番地

岐阜・大成化工株式会社 代表取締役 白石 保行

（契約方法） 公募選定による随意契約

（譲渡価格） 575,339,940円

議案第54号 字区域等の変更について

可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業地内の字区域及び名称を変更するもの。

【地方自治法第260条第1項】

大 字	字	変更後の字区域の名称
柿田	稲垣の一部	あけち
	六ノ坪の一部	

議案第55号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更を協議するため、議会の議決を求めるもの。【地方自治法第291条の3第1項・第291条の11】

○提出議案数／承認 5 予算 2 条例 4 契約 1 その他 5 合計17

【諸般報告】

報告第 3 号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・ 訴えの提起によるもの。
未払給食費の支払いを求めたもの（1件） 債権額 210,810円
 - ・ 和解及び損害賠償額を定めたもの。
道路管理の瑕疵による事故に係るもの（13件） 損害賠償額 合計 743,008円
 - ・ 調停の申立てをしたもの。
未払市営住宅使用料等の支払いを求めたもの（1件） 債権額 590,900円
 - ・ 調停を成立させるもの。
教職員の勤務に係るもの（1件） 解決金の額 1,000,000円
-

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について

次の予算の繰越明許費繰越計算書を報告するもの。【地方自治法施行令第146条第2項】
令和5年度可児市一般会計予算

報告第 5 号 繰越計算書について

次の予算の繰越計算書を報告するもの。【地方公営企業法第26条第3項】
令和5年度可児市水道事業会計予算
令和5年度可児市下水道事業会計予算

報告第 6 号 出資法人の経営状況説明書について

可児市土地開発公社の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】